

瀬戸内海地域における真宗の伝播

—周防・長門国を事例として—

大谷大学 大畑博嗣

はじめに

中世、瀬戸内海は多くの人・物を運ぶ流通路であった。畿内と中国・四国・九州を商人が往来し、国内だけでなく、遣明船貿易の交通路としても利用されていた。このような、交通路であった瀬戸内海では、様々な人間が活躍していた。

はじめに挙げられるのは、商人であろう。鈴木敦子氏は、地域市場の観点から厳島門前町について考察し、厳島は信仰の対象だけでなく、畿内と九州を結ぶ瀬戸内海流通の中継地点であり、堺や京都の商人が多く往来していたと指摘している。また、地域市場として、厳島とその対岸である廿日市は瀬戸内海ルートにより運ばれた物資を安芸国内へ輸送するために廿日市が必要であり、また廿日市も厳島同様に安芸国内から物資を広範な流通ルートに乗

せるために相互に機能していたと指摘している。⁽¹⁾

次に海賊衆である。中世の瀬戸内海で活躍していたのが、因島・能島・来島の村上氏である。山内讓氏は、来島村上氏が東寺領伊予国弓削島莊の所務を請負い、弓削籍船での水運活動に積極的に参加していたのではないかと指摘し、伊予の領主である河野氏配下の諸領主が高野山へ参詣する際に、来島村上氏の水運力を頼っており、村上氏は伊予近海から堺にかけてルートを確保し、定期的に使船を派遣していたとしている。そして、この村上氏の畿内に向けての水運活動は商業活動への関与があつたのではないかと指摘している。⁽²⁾

このような、商人や海賊衆が瀬戸内海交易ルートを使い、畿内と中国・四国・九州など瀬戸内海沿岸地域を往来していたと同時に、宗教も瀬戸内海を往来していた。児玉識氏は、大坂周辺の寺院が中国地方に進出する契機として、「瀬戸内海交易の実権を握る畿内商人と無関係ではなかつたことを想像させる」と指摘しており、また「布教のために商業が利用されるだけでなく、商業のために宗教が利用される」といった「相互依存」の関係であつたと指摘している。⁽³⁾

それに加えて、北西弘氏は、『紫雲殿由縁記』に実如十三回忌法要の時に「御文」が開版されたことについて触れているが、この「御文」の開版は「金宝寺の献言と証如の承認により実現されたことになる」が、「おそらく興正寺と堺商人の考えによつて始め」と指摘しており、「御文」の開版とその普及は、興正寺の西国布教に関わるものであると指摘している。⁽⁵⁾

このように、児玉氏や北西氏の指摘では、西国布教における中心的役割を担つた人物に関する検討のみが行われているが、興正寺による西国布教の実態について、あまり検討がなされていないように思われる。そこで、本稿では児玉氏や北西氏が指摘するような、「布教のために商業が利用されるだけでなく、商業のために宗教が利用」された真宗の西国布教が、どのような人間が中心に行い、どのような方法で布教していたのかという布教構造の検

討を行う。またこれにより筆者は先行研究が引用する『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』の記事にある西国布教の実態を把握できると考えているため、『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』に記載されている西国に布教された真宗が、当該地でのように展開されたのかについて近世の在地史料を用いて検討を行っていく。

一、堺から伝播した真宗

——『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』の記述と布教の実態——

児玉氏によると中世西日本に進出した真宗は、関東の明光派以外に、東坊・端坊を含めた興正寺、仏照寺、善教寺等、大坂近辺の寺院であるとしている。そして、これらの寺院が拠点とする地方寺院が、当時の交通の要所に建立されていることに注目し、瀬戸内海沿岸の要港として繁栄していた地域に集中していることは、畿内寺院の発展が瀬戸内海交通の実権を握る畿内商人と無関係ではなかったと指摘している。⁽⁶⁾

このような指摘から、畿内商人であった堺商人がどのように真宗の伝播に関わったのかを児玉氏の研究に依拠しつつ、布教の構造と実態を検討していきたい。

(1) 堺から伝播する以前の周防・長門の真宗

堺から西国へ伝播した真宗がどのような布教構造であったかということを検討する前に、堺から伝播する以前の当該地域の真宗がどのように展開していたのかについて述べる必要があるのではないかと考える。まず、ここでは堺から伝播する以前の周防・長門両国内での真宗について先行研究に依拠しつつ概観していく。

はじめに、山口県内の自治体史から見ると、端坊が存在する『山口市史』⁽⁷⁾や『萩市史』⁽⁸⁾等には中世での真宗の流入に関する記述や、端坊の布教に関する記述がされていない。これらの自治体史では、主に近世初頭に毛利氏

が山口へ転封して以後、毛利氏が行った宗教政策の枠組みの中でしか、真宗について論じられていない。そこで、陸続きであった隣国の備後国・安芸国の事例と同様ではなかったかと考え、ここでは、備後国・安芸国の真宗教団の展開について述べていく。

田中清三郎氏をはじめ、宮崎圓遵氏⁽⁹⁾、和田睦美氏⁽¹⁰⁾、岡村喜史氏⁽¹¹⁾などによると、南北朝期に備後国へ荒木門徒系の明光系教団が布教活動を行い、備後国沼隈郡山南に光照寺を創建し、そこを中心として展開したとしている。また、宮崎氏や和田氏は備後の真宗教団の主要な人物として慶円の名前を挙げており、和田氏は慶円等による明光系教団が成立したのは、光照寺や宝田院に所蔵される『一流相承系図』（絵系図）の年号から、嘉暦元（一二二六）年ではないかと指摘している⁽¹³⁾。

しかし、備後の明光系教団は蓮如・実如期になり、本願寺系真宗の流入により本願寺系真宗へ属することになる。岡村氏によると、明応七（一四九八）年に山南光照寺の上寺である相模最宝寺が実如から方便法身尊形を下付され、この頃に最宝寺が本願寺系となり、下寺の光照寺も本願寺に属することとなったとしている⁽¹⁴⁾。このような事例として、岡山県笹岡浄心寺には、蓮如筆の「六字名号」や実如判「御文」が所蔵されている。この寺院には「絵系図」が所蔵されている。また、広島県下山南宝光寺には、実如判「御文」が所蔵されており、蓮如・実如期にはこれらの地域で本願寺系真宗へと編入されたのではないかと考える。

また、安芸国では仏護寺の存在も注目される。仏護寺は安芸武田氏の祈願寺として創建された天台宗寺院であったが、明応五（一四九六）年に塔頭の意見を容れて、武田氏及び一山の同意を得て天台宗を真宗に改宗したとしている⁽¹⁶⁾。毛利氏が仏護寺を保護した理由について、山中寿夫氏は、仏護寺が天文二十一年頃に真宗へ転派していた点と、仏護寺三世超順を真宗の有力坊主衆として認識しており、真宗勢力の利用と仏護寺の旧地龍原が交通の要所で戦略的必要性を重視した点、毛利家家臣内にも真宗門徒が次第に出来ており、最初にその中心であった照林坊を、

後に仏護寺を中心として対真宗政策を進めたとして(17)いる。

周防・長門国の近隣では右に述べたように、明光派系教団や仏護寺の活動が見られるが、周防・長門国でも、実際に近世の史料である『防長風土注進案』(18)に光照寺末や仏護寺末の寺院が見られ、堺から伝播した真宗が流入する前にこれらの寺院が周防・長門国内で布教活動を行っていた可能性があると考えられる。

このような周防・長門国内の宗教状況の中、堺から真宗が伝播されたのであるが、次に堺から伝播した真宗がどのような布教構造であったのかを検討していく。

(2) 布教主体

まず、誰が主体となって西国へ布教していたかという問題である。これに関して、『紫雲殿由縁記』(19)に、

①(前略)堺ニテハ當東之坊伯父東之坊一段俗形ニテ西国商人トナリ、天文四年ノ春剃髮シ、東之坊ト名乗リ西国へ下向ス、並ニ山科逐電シタル端坊、堺ニ出テ西国商ヲシ渡世シタリケルカ、両坊トモニ西国廻リ覚シラ幸ニ、興正寺モ得心、両坊トモニ渡世ノ為ニ毎歳下向ス、(後略)(波線部筆者)

とあり、また他の部分には、

②(前略)西国九州方へ毎歳売出、其ノ人体ハ堺ノ善教寺弟善藏、中島仏照寺兄六右衛門、堺南庄路東坊俸甚平、還俗ノ七助端坊ナリ、コノ外西国表へ売買ニ出ル輩僧俗ニコレアリ、人々知之、(後略)(波線部筆者)

とあり、西国布教に参加した各寺院が堺に進出し、僧体のまま「西国商」を営んでおり、毎年渡世のために西国へ下向している様子が窺うことができる。

これらの記載から判明するのは、真宗の西国布教に参加していた寺院は、「堺南庄東坊」・「端坊」・「堺善教寺」・「中島仏照寺」の四ヶ寺である。この四ヶ寺のうち、堺善教寺と端坊の二ヶ寺に注目していく。善教寺は、堺にお

いて、堺三坊主（天文期では真宗寺顕勝・慈光寺円教・善教寺性祐）として堺門徒衆の中心を担い、堺門徒衆を統括し、堺坊を与力していた。『天文日記』には、「堺坊之日記」を大坂本願寺へ納めている記事や、堺門徒衆から堺坊に対する志納金の台帳である「堺坊納帳」を大坂へ届けている。⁽²¹⁾

次に端坊であるが、端坊は、もともと興正寺の一支坊であり、興正寺の移転に伴い、山科、大坂を経て近世初期に京都六条に移転する（京都端坊）。そして、中世末期に西国布教に乗り出し、拠点として山口に端坊を建立する（山口端坊）。その後、毛利氏の萩移転に伴い、慶長十三年（一六〇八）萩にも端坊を建立する（萩端坊）。明治期に京都端坊は廃寺となり、今では山口と萩の端坊が現存している。⁽²²⁾

このように、「堺南庄東坊」・「端坊」・「堺善教寺」・「中島仏照寺」の四ヶ寺が主体となつて、西国へ下向し、布教を行っていたことが史料上から読み取ることができる。それでは、これらの四ヶ寺がどのような方法で布教していたのか、以後検討を重ねていく。

(3) 布教方法

先に挙げた『紫雲殿由縁記』の記事に見える東坊・端坊・善教寺・仏照寺は、堺を基盤とし、西国へ布教活動を行っていたが、実際にどのような布教活動を行っていたのであろうか。『大谷本願寺通紀』、『紫雲殿由縁記』には同様な記事が記載されており、彼らが行っていた商行為について詳しく書かれている。『大谷本願寺通紀』⁽²³⁾では、

(1) 天文年中興正寺蓮秀輔佐証宗主。頗有專權之勢。衆亦帰之。與端坊東坊等相謀。毎年遊歴西国。巡村勸化。聚斂錢財。於中興正寺授光明本。為一宗繪讚。又抄録蓮宗主勸章與之。蓮淳患其不利于本山。（後略）とあり、天文年中に端坊と東坊が共に毎年西国へ下向し、その時に村々を回り、布施を集め、その代わりに興正寺は「光明本」と「蓮宗主勸章」（御文）の抄録を授けているという内容である。言い換えれば、西国の村々へ「光

明本」・「御文」を頒布していたのである。また、『紫雲殿由縁記』⁽²⁴⁾では、

③殊ニ西国エモ坊主ヲ下シ、其上光明本ヲ宗門安置ノ繪讀ト定出シ與ヘラレ、蓮師ノ勸文等モ抜き出シ売物トセラル、一ハ興隆仏法、二ニハ賄相統ノ為ニ、勸文コレ迄モ望ノ人アレハ代筆ヲ致シ、自判ヲスヘラレ與ル処、山科混乱ノ前後今日ニ至ルニカツテ望メル人モ無之、然レハ板行ニ致、自判ヲ押シ出スヘシト存スト、
(後略)

とあり、「光明本」を「宗門安置ノ繪讀」と定め、「蓮師ノ勸文」を抜き出して頒布の対象としている。さらに、この行動は「興隆仏法」・「賄相統」のために行われている。そして、「御文」は木版で印刷され、自判を押して西国で流通している状況であった。これらの記事から、東坊・端坊など興正寺系寺院が、独自に西国で「光明本」や「御文」を頒布の対象として用いながら、教化活動を行っていたということがわかる。なぜ、これほどまでに興正寺一派は「光明本」や「御文」などの法宝物を頒布の対象として用いたのであるか。その理由として、『紫雲殿由縁記』⁽²⁵⁾には、

④(前略)殊ニ興正寺ヨリ常楽寺台伝授写シ與ヘルトテ料物ヲ定メ売物トス光明本、皆々一ツハ興正寺媚諛ノ為ニ同行ニ信施ヲ貧調安置、坊主分又頭同行ノ富家エハ興正寺ヨリ與ヘ料物定之通ニハ三増倍ノ売物トナル、
誠ニ如此ニ蓮秀與奪盗心トナル、コト、人ハ恐ルヘシ(後略)(波線部筆者)

とあり、興正寺が常楽台から伝授された「光明本」を、ある一定の料物を定めて門徒に頒布するのは、興正寺が「媚諛ノ為」に門徒の信施を振るい立たせるためであり、「坊主分又頭同行」などの裕福な家には興正寺から「光明本」を下付され、興正寺が定めた「料物定」によれば、それを頒布すると村々を巡って布施を集めるために「光明本」を頒布するよりも興正寺に三倍の利益が齎されていたことが記されている。この記事から、「光明本」など法宝物の頒布が莫大な利益を生むことを興正寺が認識しており、興正寺が率先して東坊や端坊、善教寺などに西国

へ下向させ、法宝物を頒布していたのではないかと考えられる。

ところで、中世界商人の商業圏は、どこまで及んでいたのでしょうか。これに関して、二つの史料を挙げる。

唐荷駄別役銭之事、村上善鶴丸愁訴之条、被仰付候処、巖島其外於津々浦々荷物点檢之間、迷惑之由言上之趣遂披露、被成御心得候、然者於堺津、日向、薩摩、唐荷役如旧例可被申付候也、対村上堅固被成御下知候、各得其心無煩往返之覚悟肝要也、仍状如件、

五月廿一日

隆著（花押）

興理（花押）

隆景（花押）

堺津紅屋

五郎右衛門男

各中（波線部筆者）⁽²⁶⁾

京堺之諸商人号駄別料、近年対村上右近太夫隆重、於芸州巖島可受用之由、先代被申付候、件之駄別之事更無謂事之条、為当代被停止候、右之駄別之事者、至薩摩從堺之浜往返之商人、前々者遂其節之由申候、於巖島隆重受用之儀者、曾以不可有之候、此等之趣御一門中江御演説肝要候、猶江良丹後守可申候、恐々謹言、

卯月廿日

晴賢

村上太郎殿

今岡伯耆守殿 御宿所⁽²⁷⁾ (波線部筆者)

この二点の史料については、以前に『天文日記』に記載がある遣明船に関して大内氏・本願寺・土佐一条氏・堺の関係を検討したが、⁽²⁸⁾その中で、大内氏と堺商人との関係を述べる際、引用した文書である。史料の詳しい検討内容はそちらに譲るとして、二つの史料に付した波線部に注目したい。「京・堺之諸商人」は堺・日向・薩摩間を往来していることが記されている。そこで、堺商人の商圏は瀬戸内海地域だけでなく、九州まで広がっていたことが明らかであり、当然、瀬戸内海を堺商人が往来していたと考えられ、今回検討した興正寺主導による法宝物の頒布による布教活動は、瀬戸内海交易ルートを媒介に行われていたと言えるのではないだろうか。

先にみた一連の記事より明らかになるのは、西国において、「光明本」・「御文」などの法宝物による真宗布教が行われており、その効果は絶大であったように思われる。また、堺商人の商圏は瀬戸内海の交易ルートにより、その範囲は瀬戸内海沿岸地域から九州南部にまで及んでいることから、西国への真宗布教は堺商人の交易ルートを利用し、端坊・東坊・堺善教寺などの興正寺系寺院による法宝物の頒布による真宗布教が行われていたと考えられる。

(4) 布教の実態

前節まで検討してきた端坊・東坊・堺善教寺などの興正寺系寺院による西国への真宗布教が、実際にはどのようなものであったのだろうか。『大谷本願寺通紀』に記載されているように、興正寺系寺院による西国への真宗布教が行われていたとされる天文期の史料と端坊の由緒書である『端坊由緒書』を検討し、端坊を中心に当該期の動向を見ていきたいと思う。

興正寺系寺院が西国布教を行っていたとされる天文期に本願寺宗主であった、証如の日記である『天文日記』に

は、端坊に関する記事が五十四件存在する。しかし、その多くは端坊が本願寺への当番役を務めている記事や齋の相伴を務めている記事がほとんどである。このような記事以外には、

(前略) ○従興正寺門徒坊主衆并惣門徒就去年興正寺ヲ成一家たる、為礼五種十荷来。使ハ端坊、東坊、堺阿弥陀寺也。(29) (後略)

とあるように、昨年(天文四年)に興正寺の一家衆成について、興正寺坊主衆・門徒衆を代表して、東坊・堺阿弥陀寺と共に証如へ礼の品を届けている。また、

(前略) ○夜子刻過ニ端坊家屋焼揚、則打消之。付火也云々。彼家半分も不焼也。(30)

とあり、大坂寺内町内にあった端坊の家屋が火災にあったことが記されており、これらの記事から、天文期における端坊の活動の中心地は畿内、特に大坂ではないかと考えられる。また、端坊は『端坊由緒書』によると、蓮如在世期の文明十三(一四八一)年に興正寺経豪(蓮教)の本願寺帰参のきっかけを作り、蓮教帰参後から各地に布教を行っており、多くの門徒が帰依している記事がある。『天文日記』でも天文期に豊後国で端坊末寺院が確認され、端坊が各地を巡り、布教活動を行っていた形跡が見られる。

しかし、『端坊由緒書』には、

(前略) 端坊儀毛利家江御頼有之候ニ付、明念度々御法儀相続のため、中国・九州へ罷下候節、周防国山口ニおいて一寺建立仕候趣、則中国之大守毛利陸奥守元就卿へ相頼候処、長門国小郡二而八木百俵御寄附被成、大守より作事御申附候而、成就之上端坊与号し候、(後略)

とあり、端坊は毛利家との関係から、明念(端坊十代住持)は「法儀相続」のために度々中国や九州地方に下向して布教活動を行っており、永禄六(一五六三)年に毛利元就の申し付けにより山口に端坊を建立し、長門国小郡から米百俵の寄進があったとしている。

前節で検討した『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』では、天文年間に「光明本」・「蓮宗主勸章」（「御文」）による西国布教が行われていたとしているが、同時代史料である『天文日記』には、天文期に豊後国で端坊末寺院が確認できるが、中国地方では端坊末寺院は確認できない。このようなことから、興正寺系寺院による西国布教は、『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』にある記事のような布教が行われていたと考えられる。しかし、中国地方における端坊の活動時期は『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』にあるように、天文年間ではなく、山口に端坊が建立された永祿六年以降に本格的に行われたのではないかと考えられる。

それでは、興正寺系寺院による法宝物の頒布により、真宗が伝播した地域ではどのように展開されていたのだろうか。次に周防・長門国を事例に近世の本末関係を手がかりとして検討することにする。

二、堺から瀬戸内海地域への真宗の伝播

——周防・長門国の事例——

興正寺の主導による堺を介した西国への真宗伝播は、当該地ではどのように受け入れられ、展開していったのであろうか。その特徴が顕著に現れている事例として、周防・長門両国を取り上げ、近世の本末関係を検討することにより中世の布教状況を検討していきたい。

本章で主に検討していく在地の史料として、『防長風土注進案』（以下『注進案』と略す）という史料がある。まずは史料の性格・書誌情報を概観しておく。『注進案』の原本は、天保十二年（一八四一）正月に長州藩における藩政改革に関連して「国郡志」の編纂を企画し、藩の全領域各町村から「地理産業仕出」の名目によって一定項目による実施調査を行い、郡代官の管区である宰判ごとにまとめたものを注進したものである。全部で十七宰判、三百九十五冊にも及ぶ。また、史料の名称であるが、各宰判の注進するところにしたがって、風土記、地理史、書出

などの名称があつたが、藩府で「風土注進案」と題した。固有の題はないが、この史料が刊行されるにあたり、原題に「防長」を付して『防長風土注進案』と題を付したとして⁽³⁵⁾いる。

それでは、『注進案』から真宗寺院の本末関係について見ていき、『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』に記載されている興正寺系寺院の真宗布教がどのように展開したかを検討していきたいと思う。

(一) 『注進案』の史料的検討と『注進案』に見える周防・長門両国での真宗の展開

『注進案』に記載がある本末関係から当該地域における真宗の展開を検討する前に、天保期に作成された『注進案』を使い、中世の周防・長門両国における真宗の展開を検討するには、『注進案』の記述に史料的信憑性を欠くと考えられる。そこで、中世から本末関係を継承していると考えられる近世初期において、西本願寺により作成された、木仏・親鸞などの歴代御影を全国の末寺に下付した記録である『木仏之留』・『御影様之留』⁽³⁶⁾の周防・長門両国の記事と対照する。そうすることにより『注進案』に記載されている記述が、中世まで遡ることが可能であると考へ、三つの史料を対照し、『注進案』の史料的検討を行っていく。

まず、『木仏之留』と『注進案』の対照である。『木仏之留』には周防・長門両国の寺院が六十六件抽出できるが、その内三十六件が『注進案』にも確認ができ、その本末関係も一致する(内訳として堺善教寺末八ヶ寺、興正寺・端坊末十四ヶ寺、九州系端坊末(豊前專想寺・長久寺末)四ヶ寺、興正寺・東坊末一ヶ寺、直末三ヶ寺、不明四ヶ寺)(表一参照)。次に『御影様之留』と『注進案』を対照していく。『御影様之留』には周防・長門両国の寺院が五十五件抽出できるが、その内の二十一件が『注進案』にも確認ができ、その本末関係も一致する(内訳として、堺善教寺末九ヶ寺、興正寺・端坊末三ヶ寺、九州系端坊末(豊前專想寺・長久寺末)四ヶ寺、興正寺・東坊末三ヶ寺、不明二ヶ寺)(表二参照)。このように『木仏之留』・『御影様之留』と『注進案』を対照すると、『木仏之留』・

『御影様之留』に記載されている寺院の内、半数以上が『注進案』と本末関係が一致することが判明する。このことから、『注進案』に記載されている寺院の本末関係は、中世まで遡りうると考えられ、以後、『注進案』から周防・長門両国における興正寺系寺院の真宗布教の展開を検討していく。

まず始めに『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』で西国布教に参加していたと記載されている堺善教寺末寺院が多く確認できる大島宰判の例から検討していく。大島宰判内で真宗寺院は、十九ヶ寺が『注進案』から確認できる。その内十六ヶ寺が大本山を西本願寺、中山山を堺善教寺としている。同様に『注進案』から堺善教寺末寺院が確認できる大島宰判以外の事例を見てみると、前山代宰判一ヶ寺、上関宰判三十三ヶ寺、熊毛宰判十三ヶ寺、都濃宰判十二ヶ寺、三田尻宰判八ヶ寺、徳地宰判では六ヶ寺と、現在の山口県中・東部に集中して堺善教寺が分布していることが確認できる。しかし、山口宰判以西（現在の山口県西部）になると堺善教寺末寺院が減少し、その代わりに興正寺・端坊末、九州系端坊末（豊前専想寺末・長久寺末）、仏照寺末寺院が多く確認することができる（表四参照）。

これらの事例から、山口県中・東部には堺善教寺、山口県西部には興正寺・端坊、九州系端坊、仏照寺と分布範囲が分かれており、これら四ヶ寺で互いの布教する伝播ルート・地域が住み分けされていた可能性があると考えられる。

このように右に挙げた四ヶ寺が、互いに伝播ルート・地域の住み分けがなされていたことが確認できたが、次に『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』に書かれていた布教方法を、近世に周防・長門両国の宰判ごとで作成された『防長寺社由来』を検討し、そこに記載されている法宝物から『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』の記載と差異があるか検討を行っていく。

(2) 周防・長門両国での真宗伝播の実態

前章で検討を行った『大谷本願寺通紀』・『紫雲殿由縁記』の記載では、堺善教寺、端坊などの興正寺系寺院が西国布教を行った際に、布教の媒介として「光明本」や「蓮宗主勸章」（御文）を用いていたことを指摘した。しかし、近世に作成され、周防・長門国内の寺院・神社の由緒書・法宝物等を書き上げたものを各宰判でまとめた『防長寺社由来』⁽³⁷⁾という史料で、周防・長門国内の真宗寺院の法宝物類を確認すると「光明本」が所蔵されている記載はなく、ほとんどの寺院では「御文」と「六字名号」が記されている。そのうち『防長寺社由来』に記載がある堺善教寺末寺院八ヶ寺に注目すると、「御文」一点、「六字名号」・「名号」は十一一点確認できる（表三参照）。これらの法宝物類に注目してみると、まず「御文」に関して、証如直筆の「御文」を所蔵している旨が『防長寺社由来』に記載されているが、瓜生氏の調査によると、山口県内には証如証判の「御文」は、四点のみしか確認がされていない。⁽³⁸⁾

次に「六字名号」・「名号」に注目していく。『防長寺社由来』では周防国麻郷村光泉寺は、寛永二年に建立の寺伝があるが、蓮如筆の「名号」を所蔵している記述がある。また、周防国末武村浄蓮寺は慶長十五年に寺号が下付されているのに対し、蓮如筆「六字名号」を所蔵しているといった、寺院の開基年代、木仏・寺号が下付された年代が近世であるのに対し、蓮如・実如・証如から下付された「六字名号」・「名号」を所蔵しているといった、開基年代と所蔵している「名号」の下付年代にずれが生じている事例や、寺院の由緒自体が不明であるため「名号」の詳細な伝来を記したものが存在しない寺院があることから、正式に本山から下付された「名号」であるか不明な点がある（表三参照）。

また、宮崎圓遵氏は、豊後国專想寺の所伝に蓮如から專想寺開基天然が蓮如直筆の名号百幅を授与され、天然は名号を有縁の地に頒けたことを指摘している。⁽³⁹⁾そして、現在山口県内には、「光明本尊」⁽⁴⁰⁾が現存していないことか

ら、「光明本」は「光明本尊」を差すのではなく、「名号」を指すと考えられ、興正寺系寺院は天然の所伝と同様に「名号」を持ち歩き、西国へ赴いて現地で布教活動を行っていたと考えられる。そして、この時に用いられた「名号」は、「光明本」と書かれているため、金泥で光明を放った「名号」ではなかったかと考えられる。現在でも広島県高林坊に所蔵されている「六字名号」は、損傷が激しいため光明が確認できないが、金泥で書かれた「六字名号」である。また、兵庫英賀本徳寺にも、蓮如期の物とされ伝親鸞筆とされている紺地金泥の「六字名号」が所蔵されている。⁽⁴²⁾『防長寺社由来』には、「六字名号」としか記載がなく、金泥か墨跡の「名号」かどうか判断が難しいが、周防・長門でも播磨や備後と同様に金泥の「六字名号」が流布しており、興正寺系寺院も金泥の「六字名号」による布教を行っていたのではないかと考えられる。

これらの検討から、『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』に記載されているような「御文」・「光明本」による布教活動ではなく、天然の所伝の如く「名号」を持ち歩き、西国へ赴いて現地で金泥の「六字名号」を媒介とした布教活動を行っていたと考えられる。また、『防長寺社由来』では、開基年代と所蔵している法宝物類の下付時期がずれるため、開基された当該期の宗主と時期がずれる法宝物類が周防・長門国内で流布していたのではないかと考えられる。

むすびにかえて——今後の課題と展望——

本稿では、堺を拠点として、畿内にある真宗寺院が西国へ布教していた事例と、その布教の結果、西国に真宗がどのように展開していたかについて近世の寺院の本末関係と由緒書を用いて考察を行った。最後に今回の考察により明らかになったことをまとめ、今後の展望・課題を挙げつつ、むすびに代えたいと思う。

『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』などの記載されている堺を拠点とした真宗布教は、東坊・端坊・堺善教寺

などの興正寺系寺院が主体となり、堺から西国へ「光明本」や「蓮師ノ勸文」（「御文」）を媒介とした布教活動が行われており、布教ルートは堺商人の瀬戸内海交易ルートを利用した布教活動を行っていた。また、『天文日記』には端坊に関する記事が多く記載されているが、その多くは当番役を務めている記事や齋の相伴を務めている記事が掲載されている。そして『端坊由緒書』では毛利氏との関係から度々中国・九州地方へ下向し布教活動を行っており、永禄六年には毛利元就の取り持ちにより、山口端坊を建立しており、元就から米百俵を寄進されている。このようなことから、実際、東坊・端坊・堺善教寺などの興正寺系寺院の布教は防長両国への布教活動が行われていたと考えられるが、『大谷本願寺通記』に記載されているように「天文年中」ではなく、山口端坊が建立された永禄六年以降に本格的に中国・九州地方と関係を持ったのではないかと考えられる。

次に二つ目として『注進案』の記事から周防国大島郡では、堺善教寺末の寺院が多数あり、大島宰判内の真宗寺院十九ヶ寺の内、十六ヶ寺が大本山を西本願寺、中本山を堺善教寺としている。その他大島宰判以外の地域では、前山代・上関・熊毛・都濃・三田尻・徳地宰判で大島宰判と同様に堺善教寺末寺が多く分布しているが、山口宰判以西の地域では興正寺・端坊・九州系端坊末寺・仏照寺末の寺院の流入が目立っており、防長両国における真宗の伝播ルートとしては、堺善教寺、興正寺・端坊末、九州の端坊末、仏照寺末と住み分けがなされていたのではないかと考えられる。

三つ目に防長両国に伝わる法宝物に注目すると、『大谷本願寺通記』・『紫雲殿由縁記』では「御文」・「光明本」を媒介とした布教活動をしていた記事が見られるが、防長両国の寺院、神社に関する由緒書・法宝物等を書き上げたものを各宰判でまとめたものである『防長寺社由来』に記載されている法宝物類は「御文」・「名号」が多く記載されているが、「御文」に関しては山口県内には証如証判の「御文」は四点のみ現存しているという調査結果がある。また「六字名号」・「名号」に関しては、『防長寺社由来』によれば、寺院の開基年代と「名号」の下付年代に

差異がある。そして、豊前国専想寺の所伝では開基である天然が蓮如から下付された「名号」を持ち歩いて布教活動を行っていたという宮崎氏の指摘がある。さらに、この時に用いられた「名号」は、播磨や備後の寺院で現存する金泥で書かれた「六字名号」であったと考えられる。このようなことから、「御文」・金泥の「名号」を持ち歩き、布教活動を行っていたと考えられ、『防長寺社由来』では開基年代と所蔵している法宝物類の下付時期がずれるため、当該期の宗主と時期がずれる法宝物類が周防・長門両国内で流布していた可能性があるのではないかと考えられる。

今回、周防・長門国内での興正寺系寺院の布教活動に関して検討を加えてきたが、周防・長門国内の真宗伝播が、他の西国諸国では堺から真宗が伝播していたという同様な事象があったのだろうか。それを明らかにするためには、四国・九州地方ではどのような真宗の布教がされており、どのように真宗が展開していたかを検討することが必要である。また、中国・四国・九州地方の真宗伝播に関して、検討を加えることにより、西日本の真宗布教の実態が明らかになるのではないかと考える。今後は、四国・九州地方の真宗伝播について検討を行い、最終的に西日本全体の真宗伝播に関して検討していきたいと考えている。

註(1) 鈴木敦子「地域市場としての厳島門前町と流通」(『日本中世社会の流通機構』第一部第三章、校倉書房、二〇〇〇年)

(2) 山内讓「中世後期瀬戸内海海賊衆と水運」(『瀬戸内海地域史研究』第一輯、瀬戸内海地域史研究会、一九八七年)

(3) 児玉識 A「西日本真宗の源流」(『近世真宗の展開過程——西日本を中心として——』第一章第二節、吉川弘文館、一九七六年)

- (4) 北西弘「解説」(『真宗史料集成』第三卷、同朋舎、一九七九年)
- (5) 前掲註(4)
- (6) 前掲尼玉氏論文A
- (7) 『山口市史』(山口市史編纂委員会編、一九八二年)
- (8) 『萩市史』第一卷(萩市史編纂委員会編、一九八三年)
- (9) 田中清三郎「真宗芸備地方教団発展の性格」(『史学研究』第四十九号、広島史学研究会、一九五二年)
- (10) 宮崎圓蓮「仏光寺教団の発展に関する一考察」(『真宗史の研究』上巻、同朋舎、一九八七年所収、『宗学院論輯』第十二輯、一九三三年初出)
- (11) 和田睦美「中国地方における真宗教団の展開」(『史窓』十七・十八号、一九六〇年)
- (12) 岡村喜史「中国地方における真宗の展開——備後山南光照寺の中本山的性格の分析——」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三十三集、龍谷大学仏教文化研究所、一九九四年)
- (13) 前掲註(11)
- (14) 前掲註(12)
- (15) 同朋大学仏教文化研究所蔵調査カードによる。
- (16) 『広島県史』中世 通史Ⅱ(広島県、一九八四年)
- (17) 山中寿夫「戦国時代における安芸国一向宗の性格について——仏護寺を中心とせる——」(『毛利氏の研究』戦国大名論集十四巻、藤木久志編、吉川弘文館、一九八四年)
- (18) 『防長風土注進案』(山口県文書館編修、一九六〇年)
- (19) 『真宗全書』第七十巻(史料a)(国書刊行会、一九七六年、一九一三年初版発行)
- (20) 『天文日記』(以下『日記』と略す、『石山本願寺日記』上巻、清文堂出版、一九三〇年初版、一九六六年復刻版発行、一九八四年復刻版再刊) 天文六年四月二十八日条
- (21) 『日記』天文五年二月一日条
- (22) 児玉識B「毛利・小早川氏と真宗——山口端坊文書の分析——」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』一九七二年初出、後に児玉氏著書『近世真宗の展開過程——西日本を中心として——』吉川弘文館、一九七六年に所収)
- (23) 『真宗全書』第六十八巻(史料b)(国書刊行会、一九七六年、一九一三年初版発行)

- (24) 前掲史料 a (註19)
- (25) 前掲史料 a (註19)
- (26) 『嚴島野坂文書』四十四号 (『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、広島県、一九七六年)
- (27) 『大願寺文書』六十七号 (『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、広島県、一九七八年)
- (28) 拙稿「遣明船における本願寺・大内氏・土佐一条氏・堺の関係——『天文日記』を中心に——」(『歴史の広場』第九号、大谷大学日本史の会、二〇〇七年)
- (29) 『日記』天文五年四月二十九日条
- (30) 『日記』天文十三年閏十一月十九日条
- (31) 大原誠「端坊由緒書」について(『佛教史研究』第四十号、龍谷大学佛教史研究会、二〇〇四年)
- (32) 『日記』天文六年七月十日条
- (33) 前掲(註19)
- (34) 大原誠「時慶卿記」にみられる端坊——文祿の役前後——(『真宗研究』第四十七輯、真宗連合学会、二〇〇三年)
- (35) 『防長風土注進案』第二卷大島宰判「凡例」(山口県図書館、一九六一年)
- (36) 『木仏之留 御影様之留』(本願寺史料集成第一卷、千葉乗隆編、同朋舎、一九八〇年)
- (37) 『防長寺社由来』(山口県文書館編、一九八二年)
- (38) 瓜生等勝「歴代宗主による『御文章』の刊行——開版前及び証如・顯如兩宗主による開版・刊行——」(『龍谷教』二十五号、一九九〇年)によると、山口県内では個人蔵が2点、美祢市(吉田宰判)長楽寺蔵、油谷町(先大津宰判)真光寺蔵となっている。
- (39) 宮崎圓遵「九州真宗の源流」(宮崎圓遵著作集第七卷『仏教文化の研究』、思文閣出版、一九九〇年所収、『龍谷大学論集』第三三八号、一九五〇年初出)
- (40) 『真宗重宝聚英』第二卷(同朋舎、一九八七年)の「現存光明本尊一覽表」には山口県内では、光明本尊は確認されない。
- (41) 『真宗重宝聚英』第一卷(同朋舎、一九八八年)
- (42) 同朋大学仏教文化研究所蔵調査カードによる。

【付記】

本論文を執筆するにあたり、本願寺史料研究所研究員大原誠氏に御教示を頂いた。

また、同朋大学安藤弥氏、同朋大学仏教文化研究所研究員渡辺信和氏に同研究所での調査に御協力頂いた。この場をお借りして謝辞を申し上げます。

表1 『木仏之留』・『防長風土注進案』対応表

番号	木仏下付年代	所在地	願主	木仏下付場所	空判・藩	本末関係	注進案	備考
1	慶長一〇年 五月 十七日	周防国口郡大川村	釈浄正				△	
2	慶長一二年 六月 二十日	周防国玖珂郡通津村	釈了空			堺善教寺	△	
3	慶長一二年 七月 五日	周防国佐波郡三田尻村	釈宗善	明智寺	三田尻		○	
4	慶長一二年 八月 十日	周防国吉敷郡山口庄物小路	釈了心	正善寺	山口	興正寺・端坊	○	
5	慶長一二年 十月 十九日	長州津原清水村	釈善西	西光寺		興正寺・端坊	△	
6	慶長一二年 十月 十九日	周防国佐波郡得地村	釈了意			善藏寺	△	
7	慶長一二年 十月 二十六日	周防国岩国村	釈了順	常通寺	岩国		△	
8	慶長一三年 三月 二十八日	長州長登山	釈了賢	明榮寺	上関		○	
9	慶長一三年 五月 二十二日	長州豊良郡小月村	釈宗円	明円寺	長府or清水		△	
10	慶長一三年 六月	周防国内膳郡八坂村□地	釈教善	妙蓮寺	長府		△	
11	慶長一三年十二月二十八日	長門国豊浦郡	釈了順	徳心寺	先大津	仏照寺・永照寺	○	※豊前長久寺末(注進案)
12	慶長一四年 七月 二十七日	周防国下津令村	釈教願	妙蓮寺	小郡	堺善教寺・善宗寺	○	
13	慶長一四年 七月 二十七日	長門国安部郡下小川村	釈正誓	正法寺	奥阿武	興正寺・端坊	×	
14	慶長一五年 七月 二十一日	長州美祿郡福西村	釈正信		吉田	興正寺・端坊	×	
15	慶長一六年 七月 二十二日	長門国赤之山	釈行誓	明安寺	当島	興正寺・端坊	○	
16	元和 四年 七月 二日	周防国吉敷郡山口吉敷	釈明誓	円正寺	山口	興正寺・端坊	○	
17	元和 四年 八月 二十七日	長門国豊東郡藤生村	釈教善	光明寺	清水	堺善教寺	△	
18	元和 九年 八月 二十九日	長門国厚狭郡		船木市徳同行	舟木		△	
19	元和 九年 九月 十日	長門国美祿郡長谷村	釈雲誓	長□□		端坊	△	
20	元和 九年 十一月 廿日	周防国熊毛郡波野村	釈宗順	尊福寺	上関	善教寺	○	

21	寛永一八年 八月 十二日	長門国厚狭郡尾之浦	釈玄知	西福寺	舟木	端坊	〇	
22	寛永一八年 八月 十二日	長門国厚狭郡山井村	釈正善	光円寺	吉田	端坊	〇	
23	寛永一八年 八月 十六日	防州玖賀郡山代郷畑村	釈浄念	西教寺	岩国	興正寺・東坊	△	※注進案では、寺号は教導寺あり。
24	寛永一八年 八月 十六日	長州阿武郡江崎村	釈明順	教専寺	奥阿武	興正寺・端坊	〇	
25	寛永一八年 八月 十九日	防州都野郡温見村	釈順了		徳山	善宗寺	△	
26	寛永一八年 八月 十九日	防州吉敷郡山口庄	釈円西	西覚寺	山口	興正寺・端坊	〇	
27	寛永一八年 八月 十九日	防州吉敷郡山口庄	釈円西	光照寺	山口	興正寺・端坊	×	
28	寛永一八年 八月 十九日	長州厚東郡吉部村	釈玄西	常光寺	舟木	興正寺・端坊・長久寺	〇	※豊前長久寺末(注進案)
29	寛永一八年 八月 十九日	長州美祿郡真名村	釈念西	法來寺	美祿	興正寺・端坊・長久寺	〇	※豊前長久寺末(注進案)
30	寛永一八年 八月 二十二日	防州大島郡大島浦		長泉寺	大島	堺善教寺	×	
31	寛永一八年 八月 二十二日	長州豊西郡下関	釈空昌	極楽寺	長府	仏照寺・永照寺	△	
32	寛永一八年 八月 二十三日	防州玖賀郡遠崎浦	釈教寂	妙円寺	大島	善教寺・智光寺	〇	
33	寛永一八年 八月 二十三日	防州玖賀郡高森市	釈慶念	明専寺	熊毛	堺善教寺	〇	
34	寛永一八年 八月 二十三日	長州阿武郡下小山村	釈慶念	妙権寺	奥阿武	興正寺・端坊	×	
35	寛永一八年 八月 二十三日	長州大津郡深川庄	釈教順	光浄寺	先大津	興正寺・端坊	〇	
36	寛永一八年 八月 二十四日	防州都野郡瀬沢村	釈教盛	正覚寺	都濃	堺善教寺・善宗寺	〇	
37	寛永一八年 八月 二十四日	防州都野郡坂村	釈善正	西楽寺	徳山	堺善教寺・善宗寺	△	
38	寛永一八年 八月 二十五日	長州厚狭郡棚井村	釈勝心	浄念寺	舟木	興正寺・端坊・専想寺・法光寺	〇	※豊前法光寺末(注進案)
39	寛永一八年 八月 二十五日	長州厚狭郡福田村	釈弁秀	浄慶寺	吉田	興正寺・端坊	×	
40	寛永一八年 八月 二十五日	長州阿武郡須佐村	釈教順	浄運寺	奥阿武	興正寺・端坊	〇	
41	寛永一八年 八月 二十五日	長州豊田郡有留村	釈善了	専徳寺	長府	興正寺・端坊	△	
42	寛永一八年 八月 二十五日	長州豊田郡殿井村	釈了西	西教寺	前大津	興正寺・端坊	〇	
43	寛永一八年 八月 二十五日	防州都濃郡中須村	釈信了	教念寺	前山代	興正寺・東坊・仏護寺・円竜寺	〇	
44	寛永一八年 八月 二十五日	防州美禰郡加万之郷八代村	釈宗玄	明教寺	美祿	興正寺・端坊	〇	
45	寛永一八年 八月 二十六日	防州吉敷郡恒富村	釈玄西	円浄寺	山口	円竜寺	×	
46	寛永一八年 八月 二十六日	防州吉敷郡山口村	釈玄西	立専寺	山口	円竜寺	×	
47	寛永一八年 八月 二十六日	防州吉敷郡	釈慶兼	光円寺	山口	円竜寺	〇	

48	寛永一八年	八月二十六日	防州吉敷郡山口庄	釈了願	万徳寺	山口	興正寺・端坊	○	
49	寛永一八年	八月二十七日	長州豊西郡黒井郷	釈淨秀	蓮行寺	長府	仏照寺・永照寺・長福寺	△	
50	寛永一八年	八月二十七日	長州豊西郡屋口村	釈教伝	西覚寺	先大津	西門寺	○	
51	寛永一八年	八月二十八日	防州玖珂郡中村	釈念西	妙(明)久寺	熊毛	堺善教寺・受徳寺	○	※注進案では、寺号は明久寺とあり。
52	寛永一八年	八月二十八日	長州大津郡三隅庄	釈道真	西福寺	前大津	興正寺・端坊	○	
53	寛永一八年	八月二十八日	防州都濃郡	釈顯了			堺善教寺・善宗寺	△	
54	寛永一八年	八月二十八日	(防州方) 都野郡須万村	釈了恵	徳正寺	都濃	堺善教寺・善宗寺	○	
55	寛文二年十一月二十七日		周防国佐波郡三田尻町	釈智誓	西法寺	三田尻	堺善教寺・善宗寺・明覚寺	○	
56	寛文二年十一月二十一日		周防国佐波郡宮市村	釈正善	万行寺	三田尻	堺善教寺・善宗寺・明覚寺	○	
57	寛文二年十一月二十一日		周防国佐波郡田嶋村	釈正善	信行寺	三田尻	直末	○	
58	寛文二年十一月二十一日		周防国玖珂郡北方村	釈善普	淨信寺	前山代	光宗寺	○	
59	寛文二年十一月二十一日		周防国玖珂郡岩国油村	釈誓知	善行寺	岩国	堺善教寺・受徳寺	×	※寺号と同時
60	寛文二年十二月二十四日		長門国阿武郡萩	釈玄智			堺善教寺・誓光寺	△	※寺号と同時
61	寛文三年四月十八日		防州吉敷郡小俣村	釈志順	明善寺	小郡	興正寺・端坊・称讃寺	△	
62	寛文三年六月二十七日		長門国豊田郡八路村	釈仙栢	覚証寺	長府	興正寺・端坊・専想寺・長久寺・西光寺	○	※寺号のみ
63	寛文三年十二月三日		長門国大津郡深川村	釈宗与	明専寺	前大津	興正寺・端坊	△	※寺号と同時
64	寛文三年十二月三日		長州豊西郡川棚庄	釈玄祖	正琳寺	長府	興正寺・端坊・専想寺・法光寺・浄念寺・安楽寺	△	※寺号と同時
65	寛文四年七月六日		長州豊田郡阿川村	釈宗樹	善照寺	先大津	仏照寺・永照寺・長福寺・勝安寺	○	※寺号と同時
66	寛文四年八月八日		長州大津郡日置村	釈淨林	淨円寺	先大津	興正寺・端坊・専想寺・長久寺	○	※寺号と同時

※凡例：○……『木仏之留』・『防長風土注進案』両方に記載があり、且つ本末関係が合致するもの。

×……『木仏之留』には記載があるが、『防長風土注進案』では確認ができていなかったり、下付場所が

△……『木仏之留』には記載があるが、下付場所が特定できなかつたり、下付場所が『防長風土注進案』の調査範

囲外であるために確認ができないもの。

表2 『御影様之留』・『防長風土注進案』対応表

番号	御影下付年代	所在地	願主	下付御影	御影下付寺院	宰判・藩	本末関係	注進案	備考
01	寛永一一年 十月 二日	長州豊東郡櫛生村	頼丁秀	准如	円光寺	長府藩	興正寺・端坊	△	
02	寛永一一年十一月 六日	長州豊西郡川棚生松屋村	頼教清	蓮如	安楽寺	長府藩	興正寺・端坊	△	
03	寛永一一年十一月 六日	長州豊浦郡府中	頼浄周 太子	太子	長府藩	仏照寺・永照寺	△		
04	寛永一一年十一月 五日	防州大島郡八代嶋森村	頼教順	准如	西方寺	大島	普教寺	○	
05	寛永一三年 一月廿一日	長州萩	頼順西	准如	光明坊	当島	本行寺・光照寺 ・照林坊	×	
06	寛永一三年 七月廿七日	周防大嶋郡柘嶋	頼教督	親鸞	正覚寺	大島?	興正寺・東坊・仏 護寺・正明坊	×	
07	寛永一三年 七月廿七日	長門国阿武郡萩	頼甫順	蓮如	西正寺	当島or浜崎	本行寺・光照寺 ・照林坊・光明坊	×	
08	寛永一三年 八月廿七日	長州厚東郡吉部村	頼玄西	親鸞	常光寺	舟木	興正寺・端坊	○	
09	寛永一三年 七月廿七日	長州厚東郡吉部村	頼玄西	准如	常光寺	舟木	興正寺・端坊	○	
10	寛永一三年 八月 三日	周防佐波郡上右田村	頼受慶	親鸞	乗円寺	三田尻	興正寺・東坊・仏 護寺・円電寺	○	
11	寛永一三年 八月 二日	周防佐波郡上右田村	頼受慶	准如	乗円寺	三田尻	興正寺・東坊・仏 護寺	○	
12	寛永一三年 九月廿一日	長門国美祢郡伊佐別府長谷村	頼誓雲	親鸞	長照寺	吉田	興正寺・端坊	×	
13	寛永一三年 九月廿一日	周防玖珂郡向瀬井村	頼丁春	親鸞	教連寺	岩国藩	善教寺	△	
14	寛永一四年 二月十一日	防州玖珂郡岩国村	頼思秀	准如	西福寺	岩国藩	?	△	
15	寛永一四年 二月十一日	周防国玖珂郡高森村	頼教円	親鸞	受徳寺	熊毛	普教寺	×	※地名大系では受光寺とあり。
16	寛永一四年 五月廿九日	周防国都濃郡須々間村	頼祐盛	親鸞	普徳寺	都濃	善教寺・善宗寺	○	
17	寛永一四年 五月廿九日	周防国玖珂郡与田村	頼惠秀	親鸞	安立寺	岩国藩	善教寺・善宗寺	△	
18	寛永一四年 五月廿九日	周防国都濃郡遠石	頼宗善	親鸞	徳心寺	徳山藩	善教寺・善宗寺	△	
19	寛永一四年 十二月七日	周防国玖珂郡野口村	頼受教	親鸞	大福寺	岩国藩	善教寺	△	
20	寛永一四年 六月廿一日	周防国玖珂郡国給人町	頼理室	准如	翻能寺	岩国藩	?	△	
21	寛永一四年 二月十五日	長州豊田郡高山村	頼秀円	親鸞		長府藩	勝光寺	△	※下付寺院は浄林寺 ⁷⁾

22	寛永一十九年十二月十六日	長州美祿郡厚村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	西田寺	吉田	?	○	※厚村は厚保村カ
23	寛永一十九年十二月十六日	長州美祿郡伊佐別府長谷村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧	長照寺	吉田	興正寺・彌坊・照林坊	×	
24	寛永一十九年十二月十七日	長州阿武郡萩	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	光明坊	当島	本行寺・光照寺・照林坊・高林坊・明教寺	×	※「寺杜由米」にあり。
25	寛永一十九年十二月十七日	長州阿武郡萩河嶋	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	明円寺	当島	?	×	※「寺杜由米」にあり。
26	寛永一十九年十二月十九日	周防国吉敷郡山口中蔵井	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	円龍寺	山口		○	
27	慶安二年九月卅日	長州安部萩	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	祐教真影	明円寺	当島	本行寺・光照寺・照林坊・高林坊・明教寺	×	※「寺杜由米」にあり。
28	慶安三年四月十八日	周防国吉敷郡小鯖庄内差道村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧	立正寺	山口	興正寺・蓮坊・仏護寺・円竜寺	×	
29	慶安三年四月廿六日	長州阿武郡萩	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	順西真影	光明坊	当島	本行寺・光照寺・照林坊・高林坊・明教寺	×	※「寺杜由米」にあり。
30	慶安三年四月廿六日	周防国玖賀郡今津村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	准如	(浄念寺カ)	岩国藩	興正寺・東坊・仏護寺	△	
31	慶安四年二月十五日	長門国厚狭郡須惠村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	蓮光寺	舟木	興正寺・彌坊	○	
32	慶安四年四月十四日	周防国吉敷郡小鯖庄内下津令	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧		山口	善教寺・善宗寺	×	
33	明暦二年四月八日	周防国熊毛郡田布施村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	真光寺	上関	善教寺・善宗寺	○	
34	明暦二年四月八日	防州熊毛郡田布施村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧	浄尊寺	上関	善教寺・善宗寺	○	
35	明暦二年四月八日	防州熊毛郡田布施村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	蓮如	真光寺	上関	善教寺・善宗寺	○	
36	明暦二年閏四月六日	周防国玖賀郡河内村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	徳宝寺	岩国藩 <small>or</small> 奥	善教寺・受徳寺	△	
37	明暦二年六月七日	周防国玖賀郡与田村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧	安立寺	岩国藩	善教寺・善宗寺	△	
38	明暦二年八月十二日	周防国都鄙郡生野屋村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	親 <small>レ</small>	教相寺	徳山藩	善教寺・善宗寺	△	
39	明暦二年十月九日	周防国都鄙郡次之間松尾	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧	善徳寺	都濃	善教寺・善宗寺	○	
40	明暦二年十月十三日	周防国八代嶋安下庄	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	蓮如	浄光寺	大鳥	善教寺・善宗寺・昭願寺・浄満寺	○	
41	明暦二年十月廿三日	周防国玖賀郡与田村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	太子・高僧	正蓮寺	岩国藩	善教寺・善宗寺・興正寺・彌坊・長久寺	△	
42	明暦二年十一月十日	長門国美祿郡真名村	親 <small>レ</small> 親 <small>レ</small>	繪伝	法栄寺	美祿		○	※豊前長久寺末(注進衆)

43	明暦 三年 二月 七日	長州原東郡吉部村	釈一	太子・高僧	常光寺	舟木	興正寺・端坊・長久寺	○	※豊前長久寺末(注進案)
44	明暦 三年 二月廿一日	周防国都農郡生野屋村	釈教善	太子・高僧	教相寺	徳山藩	善教寺・善宗寺	△	
45	明暦 三年 三月廿二日	長門国大津郡津木村	釈通寿	親鸞	浄土寺	前大津	興正寺・端坊	×	
46	明暦 三年 三月廿六日	長門国美祢郡總木村	釈了伝	絵伝	明林寺	美祢	興正寺・端坊・尊想寺・長久寺	○	※豊前尊想寺(注進案)
47	万治 二年十一月十六日	周防国大嶋安下庄	釈宗心	太子・高僧	浄念寺	大島	善教寺・誓光寺	×	
48	万治 二年十二月 廿日	長門国大津郡日置村	釈了尊	太子・高僧	浄尊寺	先大津	仏照寺・水照寺・善照寺	×	
49	万治 二年十二月廿一日	防州吉敷郡嘉保庄引野村	釈玄栄	蓮如	明栄寺	小郡	善教寺・善宗寺・明覚寺	○	
50	万治 二年十二月廿四日	防州熊毛郡波野村	釈了尊	蓮如	誓立寺	上関	善教寺・善宗寺	○	
51	万治 二年十二月廿二日	防州都野郡成村	釈教知	蓮如	西楽寺	徳山藩	善教寺・善宗寺	△	
52	万治 元年十一月 二日	長門国厚狭郡吉見村	釈正順	蓮如	照覚寺	舟木	興正寺・端坊・尊想寺・法光寺・浄念寺	○	※正覚寺(注進案)
53		防州玖珂郡□□村	釈一底	良如・太子七高僧	大福寺	岩国藩	善教寺・受徳寺	△	
54		長門国厚狭郡梶浦	釈玄知	蓮如	西福寺	吉田	興正寺・教覚寺	×	
55		周防国熊毛郡三尾村	釈宗英	親鸞	常妙寺	熊毛	興正寺・東坊・仏護寺・円童寺	○	

※凡例：○…… 【御影様之留】・【防長風土注進案】両方に記載があり、且つ本末関係が合致するもの。

×…… 【御影様之留】には記載があるが、【防長風土注進案】では確認ができないもの。

△…… 【御影様之留】には記載があるが、下付場所が特定できなかつたり、下付場所が【防長風土注進案】の調査範囲外であるために確認ができないもの。

表3 『防長寺社由来』法宝物所蔵リ又ト

番号	在所	宰判	寺院名	開基年代	本末関係	法宝物1 (聖教箱)	裏書	法宝物2 (総帳)	裏書	法宝物3 (名号)	真筆	備考
1	周防国熊毛郡伊保庄中村	上関	正覚寺	天文十八年?	堺善教寺・誓光寺末	御文	証如	--	--	六字 (2点)	親鸞、 蓮如	--
2	周防国熊毛郡伊保庄南村	上関	円勝寺	(不明)	堺善教寺・誓光寺末	--	--	--	--	六字 (3点)	親鸞、 蓮如、 実如	※縁起なし
3	周防国熊毛郡佐賀村	上関	淨福寺	(不明)	堺善教寺・善宗寺末	--	--	阿弥陀知 米(2点)	蓮如・ 蓮如	六字	証如	※縁起なし
4	周防国熊毛郡佐賀村	上関	極楽寺	真言宗から改宗	教相寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	--
5	周防国熊毛郡大野村	上関	淨円寺	(不明)	堺善教寺・誓光寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※縁起なし
6	周防国熊毛郡麻郷村	上関	光泉寺	寛永二年、寛政六年(再建)	堺善教寺・善宗寺末	--	--	--	--	名号	蓮如	--
7	周防国都濃郡末武村	都濃	淨蓮寺	慶長十五年(寺号下付)	堺善教寺・善宗寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※開基教西は天文二十年10月制定。
8	周防国都濃郡久米村	都濃	栄照寺	(不明)	堺善教寺・善宗寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※縁起なし
9	周防国佐波郡三田尻村	三田尻	光妙寺	文明六年(寺号下付)	直末	--	--	--	--	(名号カ) (2点)	親鸞、 蓮如	※慶長年間、芸州光妙寺を引寺にして、寺額拝「寺社由来」に真筆とあり
10	周防国吉敷郡山口讚井	山口	円庵寺	文明十三年(建立)	直末	仮名文 (10冊)	1冊:証 如、9 冊:覚 如	--	--	--	--	--
11	周防国吉敷郡大海村	小郡	東泉寺	宝永二年(真言宗寺院を申請)	(不明)	--	--	--	--	六字	実如	--

12	周防国吉敷郡嘉川村	小郡	正法寺	(不明)	京都仏照寺・小郡信光寺末	御文	証如直 筆・白	--	--	六字	親鸞	※寺の由緒に關して、一度焼失しているため、中興の教書から書かれている。 ※六字名号に關して、開基慶雲が文明期に蓮如に申請したものの。
13	周防国吉敷郡井関村	小郡	明栄寺	文明年間(蓮如に痛依)、慶長年間(現在地に建立)、寛永十一年(寺号木札下付)	周防国佐波郡明見寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	
14	長門国厚狭郡宇部村	舟木	教念寺	文明十四年(蓮如に痛依)、寛永七年(山号・寺号下付)	萩藩坊末	御文	実如筆	--	--	六字 (2幅)	蓮如、 実如	--
15	長門国厚狭郡宇部村	舟木	信行寺	天文年間(蓮如に痛依)、元禄九年(寺号免許)	厚狭郡中野村蓮光寺末	--	--	--	--	六字	証如	--
16	長門国厚狭郡中山村	舟木	淨円寺	元和年間(徳宗の寺院を真宗へ)	厚狭郡須恵村蓮光寺末	御文	実如筆 阿弥陀如	蓮如	--	--	--	--
17	長門国厚狭郡広瀬村	舟木	西覚寺	明暦年間(建立)、享保年間(寺号改)	厚狭郡須恵村蓮光寺末・同郡司村法橋寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※二代住持の頃、長福寺という寺号。
18	長門国厚狭郡吉見村	舟木	正覚寺	寛政六年(寺号下付)	厚狭郡柳井村浄念寺末	--	--	--	--	名号	親鸞	--
19	長門国厚狭郡木田村	舟木	流泉寺	(不明)	厚狭郡柳井村浄念寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※元和七年に開基宗玄が准如に痛依。
20	長門国厚狭郡絵小野村	舟木	法泉寺	貞享三年(寺号下付)	吉敷郡吉木村円正寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※六字名号に關して、寛保年間(由緒にあり)の由緒にあり。 ※名号は准如下付。
21	長門国厚狭郡市之小野村	舟木	光林寺	天文二十三年(名号下付)	長門国美祿郡綾木村明林寺末	--	--	--	--	六字	実如	--

22	長門国厚狭郡須惠村	舟木	蓮光寺	(不明)	菖蒲坊末	御文(3幅)・御文(1幅)・聖教切(1幅)・聖教切(1幅)	蓮如(聖教切)1幅、実如(3幅)・聖教切(1幅)、証(御文)1幅	蓮如、実如、証如(各1幅)	※開基蓮光は蓮如に帰依。		
23	長門国厚狭郡吉田村	吉田	教覚寺	(不明)	長門国豊浦郡津原村豊勝寺末	--	--	--	蓮如、実如、証如	※開基祐實は蓮如に帰依	
24	長門国美祿郡真名村	美祿	妙福寺	正年間(建立)永正十一年(寛延二年)木仏免許 大永年間(建立)大永十九年(寺寛文九年)木仏下付	周防国山口円竜寺末(直末)	和讃	蓮如	--	六字 (2幅)	美如	--
25	長門国豊浦郡滝部村	先大津	西寒寺	大永年間(建立)大永十九年(寺寛文九年)木仏下付	長門国豊浦郡滝部村安養寺末(豊浦郡殿井村見竜寺末)	--	--	阿弥陀如来	六字 (2幅)	実如、証如、開基	※中山彈正淨貞開基
26	長門国豊浦郡滝部村	先大津	明尊寺	大永年間(建立)大永十九年(寺寛文九年)木仏下付	長門国豊浦郡滝部村安養寺末(豊浦郡殿井村見竜寺末)	--	--	--	六字	蓮如	※中山彈正淨貞開基
27	長門国豊浦郡阿川村	先大津	善照寺	(不明)	豊浦郡角島村勝安寺末	和讃	親鸞	--	名号 (3幅)	法然、親鸞、蓮如	※蓮如名号は大坂城の時に襲えれる。※蓮如真尊掛字2幅あり。由緒書には法然名号なし。※安永の由緒書には親鸞和讃、親鸞名号、蓮如名号なし。

28	長門国豊浦郡神田矢玉村	先大津	西慶寺	天文年間(建立) 元弘二年(寺号・木弘免許)	豊前国小倉法輪寺末	和讃	実如筆 (開基伝来)	--	--	六字 (2幅)	蓮如、 蓮如 (証如伝来)	※実如名号は開基伝来。
29	長門国豊浦郡神田村	先大津	光沢寺	大永年間(建立) 貞享二年(寺号・木弘下付)	長門国豊浦郡神田村法船寺末 (豊浦郡殿井村見竜寺末)	--	--	--	--	六字	正(証如) 方(伝来)	※中ノ山輝正浄貞開基
30	長門国先大津郡久富村	先大津	光明寺	明応年間(運如に帰依) 永正末七年(寺号・木弘下付)	仏照寺末	--	--	阿弥陀如来	蓮如 (裏書)	--	--	--
31	長門国先大津郡日置黄波戸	先大津	海岸寺	真言宗から改宗 (誕生八年)	(縁光明坊)	--	--	順如	了如	--	--	--
32	長門国豊浦郡地吉村	前大津	光雲寺	万治二年(木弘・寺号下付)	美祿郡大塚村委小野西吾寺末	御文	実如筆	--	--	--	--	※開基了祐が仕えていた領主と之に別慶し専ら地を結ぶ。年代・事実かどうか不明。
33	長門国豊浦郡殿敷村	前大津	千秀寺	寛文七年(木弘・寺号下付)	豊浦郡貫飯村光明寺末	和讃	実如筆	--	--	--	--	--
34	長門国豊浦郡殿居村	前大津	見竜寺	元龜三年(真言宗寺院を取り立て)	豊前豊浦郡長久寺・長門光寺末	--	--	阿弥陀如来	証如	--	--	--
35	長門国阿武郡萩	当島	蓮正寺	(不明)	萩光明坊	--	--	阿弥陀如来	証如	六字	蓮如	※開基は雲州吉田郡光明坊に師事。
36	長門国阿武郡山田村	当島	光山寺	永祿七年(建立)	興正寺末	--	--	--	--	六字	蓮如	※元は彌坊末。興正寺末。
37	長門国阿武郡萩	当島	明円寺	慶長十年(建立)	行寺・光照寺・本照林坊・高林坊・明教寺	御文	実如筆	--	--	六字	蓮如	※開基は雲州高田郡高林坊に師事。

38	長門国阿武郡萩	当島	三千坊	(不明)	興正寺・端坊末	--	--	--	--	六字	蓮如	※往古は天台名号 ※蓮如名号は 大坂譜城の時 に斐美として下 付される。下付さ れず。寺号は、※ 延三年時点では 無任。
39	長門国阿武郡萩	当島	泉福寺	寛永十八年(寺 号下付)	直末	--	--	--	--	六字	蓮如	※開基は豊州高 田郡高林坊三 男。
40	長門国阿武郡萩	当島	安楽寺	延宝七年(寺号 下付)	光源寺	和讃、聖 教之文	奉如 (和讃)、証 如(聖 教)	--	--	六字	蓮如	※元は備後山南 光照寺末。三代 教信から光源寺 末。
41	長門国赤間関	長府領	極楽寺	永正十二年(開 基朝斐)、寛永十 八年(末仏下付)	仏照寺・水照寺	和讃	証如	--	--	六字	蓮如、 実如	※実如名号裏書 には永正十四年 下付とあり。
42	長門国豊西郡川棚村	長府領	光岸寺	天文年間(本尊 下付)	(不明)	--	--	--	--	--	証如	--
43	長門国豊西郡川棚村	長府領	正音寺	天文年間(本尊 下付)、万治四年 (末仏、寺号下 付)	(不明)	--	--	--	--	--	証如	--
44	長門国豊西郡川棚村	長府領	西方寺	天文年間(本尊 下付)、万治元年 (末仏、寺号下 付)	(不明)	--	--	--	--	--	証如	--

表4 『防長風土注進案』 幸判別真宗寺院分布表

	大島	奥山代	前山代	上関	熊毛	都濃	三田尻	徳地	山口	小郡	舟木	吉田	美祿	先大津	前大津	当島	奥阿武
堺善教寺末	16	0	1	33	13	12	8	6	0	3	2	0	0	0	0	0	0
興正寺末	0	3	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	5	0
興正寺・端坊末	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	6	6	4	2	2	6	10
九州端坊系(豊前尊想寺、長久寺末)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	25	20	15	16	22	3	1
興正寺・東坊末	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
興正寺・救護光寺末	0	1	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
広島仏護寺末	0	15	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仏照寺末	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	2	1	7	2	0	0
備後光照寺末	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
本願寺直末	1	0	0	1	1	2	0	2	6	6	5	7	2	2	2	2	0
不明	0	0	12	3	1	2	0	2	1	1	3	3	1	1	2	0	2